



平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 廣岡 哲也
(コード番号：3284 東証第1部)
問 い 合 わ せ 先 専務取締役 管理本部長 伊久間 努
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

役員向け株式給付信託導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日付にて、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、平成28年6月25日開催の第3回定時株主総会において決議されましたが、その詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

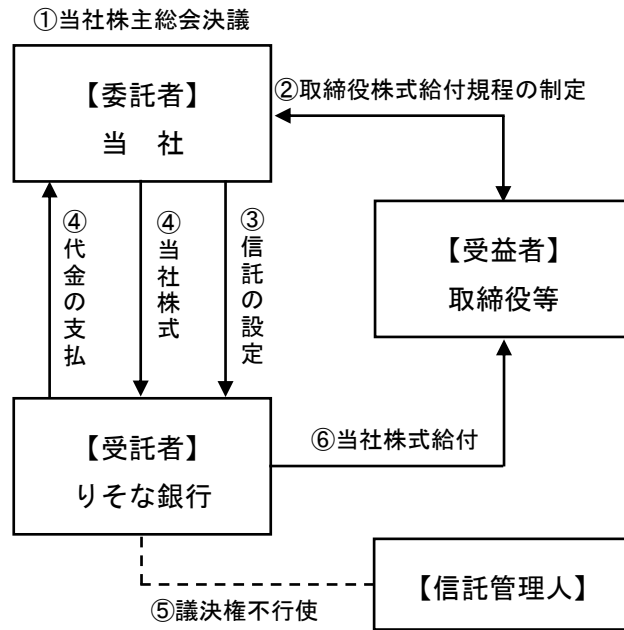
記

1. 本制度の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
- (4) 受益者 : 当社の取締役（社外取締役を除く）および当社のグループ会社（以下、「対象子会社」といいます。）の取締役のうち、所定の要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託の締結日 : 平成28年8月26日
- (7) 金銭を信託する日 : 平成28年8月26日
- (8) 信託の期間 : 平成28年8月26日から本信託が終了するまで

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として
信託する金額 : 179,999,875円
- (3) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (4) 株式の取得日 : 平成28年8月26日



- ① 当社および対象子会社は本制度の導入に関して当社株主総会および対象子会社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社および対象子会社は本制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

以 上